

杖稱

トテ、聞得シ難所ノ大山ナレバ、イマダ殘ンノ雪ニ、木々ノ梢ヲ埋ミタリ。○中金山ヲ已ノ刻ニ通  
リテ、午ノ刻ニハ有屋崎ノ雪路ヲ、手々ニ櫂ヲハキテ、ヤウト打越、八口内ノ谷ニ下リケル時、  
略○下

〔新撰字鏡金〕欽豆惠。

〔同本〕添他念反去於保豆惠。

〔倭名類聚抄十四〕杖 四聲字苑云、杖直兩反上聲之以竹木爲之、所以輔老人也。

〔箋注倭名類聚抄六〕按、直屬澄母、舌音定母之輕、此云重不詳。○中按、北堂書鈔引殷允杖銘云、  
翼德扶耆易林云、鳩杖扶老、郭璞桃杖贊云、杖以扶危、儀禮喪服傳注云、杖所以扶病、則作扶似勝、說  
文、杖持也、然則凡可持者皆謂之杖、齒杖兵杖是也、扶老亦杖之一端。

〔事物紀原八舟車帷帳〕杖

山海經曰、夸父與日爭走道死、弃其杖化爲鄧林、此已見杖矣、蓋起於此乎、大戴禮武王有杖銘、莊子  
有神農曝然放杖之文。

〔日本釋名雜器〕杖 つくゑだなり。

〔倭訓采前編十六〕つゑ 杖をいふ、衝居の義成べし、二字の義杖の用をいひ盡せり、古事記に御杖  
を投棄給ふてなれる神を、衝立船戸神と名くと見ゆ、神代紀に所杖をつけりしとよめり、丈を訓  
するも杖より出たり、萬葉集に杖不足八尺と見えたる。○中玄ばかりづゑあり、用がたに用う、杖ほ  
どかゝる子はなしといふ諺は、節竹詩に謾假携持力多憑替助功と見えたる、刑罰の杖を受るに  
罪人に代り、其科を得て渡世するの風俗、清朝に見へたり、熱田に杖の舞あり。

○按ズルニ、刑罰ニ用キル杖ノ事ハ、法律部笞杖刑篇ニ載セタリ。

〔古事記上〕是以伊邪那岐大神詔吾者到於伊那志許米上志許米岐此九字穢國而在祁理此二字故  
吾者爲御身之禊而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐此三字原而禊祓也、故於投棄御杖所成神名、

杖初見